

國學院大學學術情報リポジトリ

The world of Meiji Shrine possession "Poerrait of the Emperor Meiji and Empress Shoken" ; things and hearts in the Shinto shrine veneration of modern times

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 一伯 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001975

明治神宮所蔵「明治天皇・昭憲皇太后御肖像」の世界

―近代の神社崇敬にみるモノと心―

佐藤 一 伯

要旨

明治神宮宝物殿所蔵の御肖像を中心に、その特色と制作の経緯、とくに御肖像を後世に伝えるために努めた人々の精神を通じて、近代における神社創建の社会的背景の一端を考察する。従来の研究では、明治天皇の御肖像は明治初年に内田九一が撮影した御写真と明治二十一年にエドアルド・キヨッソーネ、丸木利陽によって謹製された御真影を中心に触れられることが多かった。しかし陸軍演習時の写真などをもとに晩年の御姿を描いた多くの御肖像が伝えられていることは特筆すべき事実と思われる。キヨッソーネ制作の御肖像が天皇壮年期の気品のある顔立ちと威厳のある御姿勢を伝えるのに対し、天皇崩御の後に制作されたこれらの御肖像からは、より身近で親しみの深い晩年の御姿を追慕する意識が感じとれる。御姿を伝える数少ない情報を頼りに謹製され後世に残されてきた数々の御肖像は、近代日本を国民とともに歩まれた、明治天皇・昭憲皇太后の聖徳を景仰する人々の心の結晶といえよう。

キーワード

内田九一、ジュゼッペ・ウゴリーニ、エドアルド・キヨッソーネ、渡辺長男、宝物殿

はじめに

平成九年秋より冬にかけて、当時明治神宮出仕であった筆者は、宝物殿展示室長の鈴木利昌氏（当時）とともに、明治神宮文化館の企画展準備に精を出した。十月の開館に当たり、霞会館会員所蔵の明治天皇ゆかりの品々を中心とした特別展「明治文化への誘い」が開催となった頃より、翌春の計画を「明治神宮宝物殿貴重品展」という構想のもとに進めたことを思い出す。明治神宮宝物殿に所蔵する、祭神ゆかりの「宝物」以外の品々である、崇敬者より奉納された「貴重品」を精選して展覧に供したいとの趣旨で、鈴木氏が長年の経験を生かして候補リストを作成した。驚くべきことに、そこに示された品々の多くが、御肖像の写真・絵画・彫刻であった。そこでこの企画を「明治天皇の御肖像」展として立案し、平成十年春、五箇條の御誓文発布三十年記念展として開催することができたのであった。

明治天皇は写真撮影を好まなかったため、後世に御姿を伝える資料は極僅かであるが、その数少ない情報を頼りに多くの肖像画・彫刻が制作されている。企画展に出陳された明治初年より大正・昭和・平成にいたる百点あまりの御肖像を通して、例えば多木浩二『天皇の肖像』（岩波書店、昭和六十三年）のような、軍服姿のいかめしい御真影といった捉え方とは別の、素朴で親しみ深い姿を描いた作品が少なくないことについては、当時発行の展覧会図録において断片的に指摘した。展覧会の成果はドナルド・キーン『明治天皇』（新潮社、平成十三年）、若桑みどり『皇后の肖像』（筑摩書房、平成十三年）など、明治天皇、昭憲皇太后に関する伝記や研究をはじめ、近代皇室の写真集や明治神宮に関する書籍等でも活用されてきたが、当時おぼろげながらも明らかになった天皇像は、必ずしも学界で共有されているとはいえないように思われる¹⁾。

筆者はその後、近代における天皇・皇后像の形成と明治神宮創建の関連性

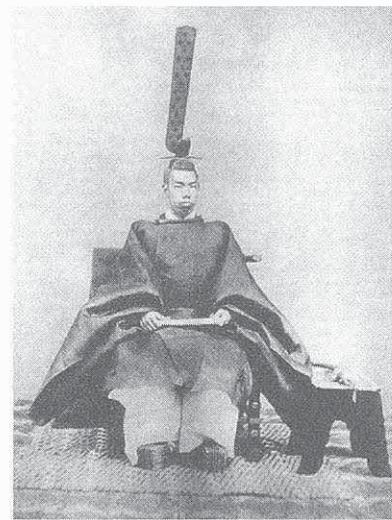
について、主に伝記的書籍や新聞・雑誌記事、明治神宮創建に関わった人々の日記や言動を中心に調査を行い、その一部は本紀要第一号所収の拙稿「明治神宮内外苑の造営と阪谷芳郎」においても報告した。では、明治天皇と昭憲皇太后の「聖徳」に関する記録（聖徳録）の形成と、御肖像の普及、さらには明治神宮の創建は、どのように関連しているのであろうか。

そこで今回、あらためて明治神宮宝物殿所蔵の御肖像を中心に、その特色と制作の経緯、とくに御肖像を後世に伝えるために努めた人々の精神を通じて、近代における神社創建の社会的背景の一端を考察することにした^②。

一、御写真の撮影と下賜

明治政府は欧米諸国との友好を深めるために多くの新しい慣習を受け容れたが、天皇の御肖像制作もまた当時の外交儀礼上の要請に基づくものであった。

明治五年（一八七二）二月、特命全権副使大久保利通・伊藤博文は、書記官小松済治を随員に条約改正の全権委任状下付を奏請するためにアメリカ合衆国より一旦帰国し、三月二十四日横浜港に到着した。この帰国の際に特命全権大使岩倉具視は小松済治をして、宮内省に天皇の御写真拝戴を申請した。岩倉使節団一行は明治四年十二月六日（陽暦一八七二年一月十五日）サンフランシスコ到着以降種々の歓迎会に招かれ、ワシントン到着直後の明治五年一月二十五日グラント大統領に謁見し、二月三日には第一回の条約改正交渉に臨んだ。使節団は欧米諸国との友好のために国書をもって聘問の礼を修めることを使命の一つとしていたが、国家元首の写真を交換するという外交儀礼上の慣習に因應するために、天皇の御写真が不可欠であった。『明治天皇紀第二』によると、天皇の撮影は明治四年十一月二十一日から二十三日にかけての横須賀行幸における側近との集合写真が最初であり、肖像写真は申請の時点では撮影されていなかった。宮内省は御写真が出来次第外務省を通じて



図版1 明治天皇御写真（内田九一）



図版2 昭憲皇太后御写真（内田九一）

岩倉使節団に送付することを約束した。

天皇は明治五年五月二十三日より七月十二日まで大阪・中国・九州巡幸の途にあり、還幸の後写真師内田九一によって天皇・皇后の撮影が行われた^③。天皇は束帯姿【図版1】と小直衣姿、皇后は小桂姿【図版2】にて撮影され、その写真は八月五日に宮内大輔萬里小路博房より皇太后に贈進されている（皇太后の御写真は九月三日に内田九一が撮影）。以後使節団に送付されたほか、明治六年六月には奈良県の申請により地方庁に初めて御写真が下付された。

六年十月八日、宮城内写真場で内田九一によって天皇の新制御正服（六年六月三日制定）

着用の御写真が撮影された。完成した御写真は内田九一より二日後に献上された。時に御年数え二十二歳。御正帽を卓上に置き剣を杖ついで椅子にもたれ掛かる御姿勢で、全身と上半身の二種類があり、うち全身のものは大型と中型があった。この御写真は以後十五年以上の長きにわたり天皇の御聖影として人々に親しまれた。各国の王族等に下賜されたのをはじめ、十一月三日（天長節）に右大臣岩倉具視以下勅任官・麝香間祇候等三十五人に皇后の御写真とともに下賜されたほか、十一月七日には各府県からの願い出により下賜が許可された。県によっては庁舎に掲示するなどして県民に公開する機会を与えた例も少なくない。こうして明治六年末から七年には限定的ながらも国民の多くが写真によって天皇・皇后の御姿を拝見できるようになった。

齊藤月岑の『武江年表』によると写真を取売する店は東京では明治六、七年頃から登場している。各地の珍しい風景・建物の写真や人気俳優のいわゆるプロマイドとともに、政府の高官等の肖像写真も店先に並んでいたという。こうした店に早くも天皇の御写真が出回るようになり、明治七年のはじめには、東京浅草や千葉県等で無断売買が行われていた。明治七年三月、写真師内田九一は御写真の版權を主張して種板（ネガ）下付と写真販売の許可を願ったが認められなかった。四月十日には東京府知事より御写真売買の禁止が通達され、八年五月には御写真を密売した三重県の写真師が罰則金処分を受けている。明治十一年七月には神奈川県に御写真売買の取締が通達され、取扱に対する政府の見解が示された。

このような当時の御写真をめぐる動きについてはなお調査を要するところが少なくないが、一つには肖像に関する日本人の精神的・伝統的な受け止め方と、いまひとつにはその売買が無許可で公然と行われていたという治安上の問題とが、天皇・皇后の肖像に関する国内での取扱の在り方を方向付ける要因となっていたと思われる。

一方、明治九年五月、外務省から国家元首の肖像写真が自由に販売されている欧米諸国の例に倣い、天皇の御写真売買の許可を求める願いが宮内省に

提出された。宮内省ではすでにアメリカ人フルベッキらの申請に応じて御写真の下賜が行われていることなど考慮して、十一年七月に外国人への小形御写真の頒布を許可しており、欧米の慣習上からの要請には柔軟に対応する姿勢であった。

天皇の御写真はこのほかに、明治五年大阪・中国・九州巡幸の際制定された燕尾形御正服用のもの、同じく燕尾形御正服用の馬上姿のもの、明治六年改正御軍服の略服（黒刺繍）着用のものなどが確認できる。

二、ウゴリーニとキヨツソーネ制作の御肖像

天皇の御写真が外交儀礼上の慣習から要請されたのと同様、肖像画の制作も諸外国との親交を重視する政府の姿勢にもとづくものであった。

明治初年、世界各国の皇帝・大統領の肖像を宮中に掲げる計画を受けた外務省は、イタリア国総領事館中山讓治を通じて、ミラノの画家ジュセッペ・ウゴリーニ（一八二六～一九七）に当時の連盟国元首の肖像画制作を依頼した。中山はさらに天皇・皇后両陛下の御肖像も併せて掲げたいとの意向から、明治六年十月内田九一撮影の御写真をウゴリーニに渡し制作を依頼した。天皇・皇后坐姿御肖像（御物・宮内庁所蔵）が献上されたのは明治七年（一八七四）十一月四日のことであった。日本国天皇が東京の皇居に飾るためヨーロッパ各国元首ならびに両陛下の肖像画を日本総領事を通じてイタリア画家ウゴリーニに注文したことは、海外の新聞でも報じられた。ウゴリーニはその後青銅製の天皇御胸像と両陛下の立姿御肖像（御物・宮内庁所蔵）を制作、十二年十二月に献上した。

ウゴリーニ制作の御肖像画を謹写したいという高橋由一の「聖像拝写願書」が東京府知事に提出されたのは、御肖像画が献上されてわずか一カ月半後のことであった。この嘆願は明治十二年、元老院からの下命によって実現した。元老院には明治十一年開設当時両陛下の御写真が掲げられ、後にウゴリーニ

筆の御肖像画に掛け替えられ、十二年には由一謹写の『明治天皇御肖像画』、五姓田義松筆『昭憲皇太后御肖像画』、荒木寛畝筆『英照皇太后御肖像画』（いずれも御物・宮内庁所蔵）が掲げられたという。⁽¹⁴⁾

天皇の肖像写真は明治六年（御年二十二歳）以降撮影されなかったが、明治二十年頃になると、御年三十代後半をむかえご容姿も年齢相応に変化し、



図版3 明治天皇御尊影（キヨツソーネ）



図版4 昭憲皇太后御尊影（キヨツソーネ）

従来の御写真は各

国の王族や貴賓に

贈与するのに適さ

なくなっていた。

しかしながら伊藤

博文が宮内大臣

（明治十八年十二

月～二十年九月、

内閣総理大臣とし

て兼任）の時に撮

影を奏請した際も

お許しにならな

かったという。そ

こで宮内大臣土方

久元は侍従長徳大

寺実則等と相談の

うえ、明治二十一

年（一八八八）一

月十四日の芝公園

内弥生社行幸の日

に大蔵省印刷局雇

のイタリア人エド

アルド・キヨツソーネ（一八三三～一九八）に依頼して天皇の御姿を密かに拝写することを決断した。⁽¹⁵⁾

当日弥生社に到着された天皇は、警官の柔術・剣術や東京大相撲協会の相撲を御覧の後、伏見宮貞愛親王・北白川宮能久親王・内務大臣山縣有朋等と御陪食の席に着かれた。天皇の御姿謹写の命を受けたキヨツソーネは感激のうち、御陪食の際、隣室に控え襖を隔てて正面より天皇の御姿をスケッチし後にコンテ画に仕上げた。この原画を写真師丸木利陽がキヨツソーネの指導のもとに撮影し、数十日を費やして御写真として完成させた。その「神彩奕々、聖帝の威容厳然として真に迫る」出来栄に一同は大いに慶んだ。早速に天皇の所にお持ちして無断で制作したことを謹謝すると、天皇には一言もお言葉がなかったが、偶々外国の王族からの御肖像贈与の依頼がありご署名を奏請すると、天皇は直ちに親署された。親署はすなわち制作の勅許と土方は安堵したという。天皇は翌年八月十九日にキヨツソーネを芝離宮に招いて晩餐を賜り、製作を慰労された。皇后については明治二十二年六月十四日に写真師鈴木真一、翌日同じく丸木利陽が撮影した。以後国内外に広く頒布され、今日でも明治天皇・昭憲皇太后の御肖像の代表的なものとして知られている。⁽¹⁶⁾

明治二十二年十二月六日、宮内省は公立高等小学校に両陛下の御肖像を下賜することを許し、翌年十月四日には市町村立小学校・幼稚園が近隣学校から複写することを許可した。また二十四年文部省は道府県に、学校に下賜された「御影竝教育ニ関シ下シタマヒタル勅語ノ謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置セシムヘシ」と訓令し、二十五年には下付の規定を各府県に通達し、複写の費用は申請者が負担するものとした。このような願い出により許可する形式については、社会の階層化や天皇の思召しを印象づけさせるための政策と解釈されることが多い。しかしながら「教育勅語謄本」が全国ほとんどの学校に下付されたのに対し、御肖像を奉戴した学校は、例えば東京府の場合大正十二年頃でもその三割程度であったことを考慮すると、当

時の写真複製や印刷の技術・経費などが需要に応じきれなかったための措置と解釈するのが妥当であろう。¹⁸⁾

大正六年六月十日、公爵伊藤博邦より明治神宮奉賛会に「恩賜館」献納の願い出があった。この建物は明治十四年に赤坂御所別殿として建造され、仮皇居時代には御会食所として使用され皇室典範・帝国憲法審議の際、議場に充てられた。東宮御所造営に伴い明治天皇は「大典起草ノ功勞ヲ御廻眷被為在憲法創始ノ基蹟ヲ永遠ニ銘記セラレ度」¹⁹⁾との思召から明治四十年一月十七日、建物およびその移築費二万五千円を伊藤博文に賜った。伊藤はこの恩命を拝して東京府下大井町に移築、恩賜館と称した。翌年二月十一日(紀元節)竣功式を兼ねて有栖川宮威仁親王臨席のもと憲法発布二十周年祝賀会が行われている。伊藤家から明治神宮に奉納された恩賜館は大正七年四月に現在の港区元赤坂の地に移築され「憲法記念館」と改称した。現在の明治記念館本館である。

【図版3・4】の御尊影は恩賜館奉納の際に館内備付の下賜品十数点、伊藤博文遺愛の書籍七千余冊とともに寄贈されたものである。残念ながら下賜品と書籍については関東大震災の際に焼失したが、幸い御尊影は焼失を免れた。制作者は両陛下ともにエドアルド・キヨッソーネとされる。大きさはもとより、天皇の視線や背景の壁模様の有無、椅子に施された菊の彫刻等に宮内省下付の御肖像との相違が確認されるが、キヨッソーネによって制作されたコンテ画の一つを伊藤が譲り受けたものと推定される。因みにキヨッソーネは明治二十四年に大蔵省の雇用期限の満期を迎えるにあたり伊藤を訪問しており、伊藤は多年の功績を終身年金下付などの特例によって慰労したいとの意向から内閣総理大臣松方正義にその取り計らいを依頼している。²⁰⁾同年七月六日、キヨッソーネは勲三等に叙され瑞宝章を賜り、十一月に年金千二百円が給与され、二十六年七月には恩給年額千円の給与が決定している。また、キヨッソーネは明治十九年七月に改正の御軍装に第二種御軍帽・御刀剣を持たれた立姿の銅版画製作に五年の歳月を費やした。それを慰労して二十

六年十二月二十六日、金二千五百円が下賜されている。²¹⁾

三、錦絵・石版画・マスメディア

江戸時代の寛文後期から元禄年間にかけて江戸で活躍した菱川師宣(？)一六九四)が始めたとされる浮世絵版画は、丹絵や紅絵・漆絵などの筆彩から紅摺絵などの版彩へと次第に色彩表現への意識の高まりを見せた。明和年間(一七六四～七二)には絵暦制作の流行が版技術の向上をもたらし、多色刷りの「錦絵」が誕生した。豊かな色彩感覚を駆使して錦絵の成立に貢献したのが、旗本大久保忠舒(俳名巨川)お抱えの絵師・鈴木春信(一七二五～七〇)である。錦絵の顔料は紅や藍といった植物性や朱などの鉱物性絵具が中心であったが、明治期に入ると安価な化学染料が普及した。なかでも酸性の赤(洋紅)は従来の高価な植物性の紅に代わって汎用され、新時代を象徴するような深紅の色彩が登場した。

木版により大量生産され、その工程も絵師・彫師・摺師の分業によって比較的短期間で済む浮世絵版画(錦絵)は、幕末・明治期に時事報道的な方面でも活用された。開港地横浜を中心に欧米の文物や外国人の姿を題材とした「横浜絵」は開港直後の万延元年(一八六〇)頃から描かれはじめ、翌年にはやくも量的にピークに達した。また明治維新を迎えると、東京を中心とした文明開化の風俗や社会事象をモチーフとした「開化絵」が流行し、明治七年には新聞記事から人々の関心を寄せるような記事をピックアップして描写する「新聞錦絵」が始まった。錦絵は普通三枚続きで、一枚が縦三九厘前後・横二厘前後であり、三枚続きの場合横は七厘前後となる。値段は明治十年頃で三枚続きのものが六銭前後(現在の二千円程度)であった。明治中期までに皇室の動静をはじめ西南戦争・鹿鳴館風俗・各種博覧会風景・憲法発布等、世相を伝える多くの錦絵が描かれたが、日清戦争(明治二十七年、八年)を報じる戦争錦絵の隆盛以降になると、絵葉書の大流行の影響をも蒙り、錦

絵は急激に減少した。

明治天皇の事蹟が錦絵に描かれた最初期のものとして『仁徳天皇難波都御所江御行幸之図』(長谷川小信画・明治元年)が挙げられる。仁徳天皇の難波行幸と題して、明治天皇が大坂親征行幸の際に行在所(西本願寺掛所)に着御になる光景を描いたものである。そのほか明治元年の東幸を主題とした多くの錦絵のなかでも、壮大な鹵簿(行幸の行列)の中心に鳳輦が描かれ、天皇のご存在が暗示された。これは幕末期(文久三年)の孝明天皇賀茂社行幸や石清水社行幸を伝える錦絵と同様の手法によるものである。徳川歴代將軍を画材とする際にも、源頼朝など過去の將軍の行動として直接の描写を憚るのが江戸時代以来の伝統であった。また、天皇の御姿をあらさまに描くことへの絵師の配慮もさることながらこの時期には具体的な天皇の印象が定着していなかったものと思われる。

明治天皇の御姿そのものが錦絵に描かれるのは明治九年(一八七六)の北海道東北巡幸以後であり、とくに明治十年以降に急増した。このうち楊洲周延『松島觀覽之図』(明治九年)は、天皇のお姿が錦絵に描かれた最初期のものである。明治九年の東北巡幸の際松島をご覧になる光景が描かれている。天皇の巡幸に関する錦絵は各地の名所とあわせて描かれることが少なくなかった。やはり天皇と直接明記されることは少なかったが、明らかに天皇や皇室を描写した錦絵が多数発行されている。それらは天皇・皇后の御姿の描写(御肖像)を目的としたものと、憲法発布式等の公式行事の紹介と併せて行幸の様子と御姿を描くものとに大別できよう。巡幸をはじめ、折々の行幸によって天皇の御姿を拝見する機会が増え、その様子を伝える錦絵が描かれた。ちなみに明治神宮所蔵の明治天皇に関する錦絵(約二〇〇点)のうち、明治十年代に発行されたものは約九〇点。そのうち明治十年発行のものは一点と最も多く、十四年頃までに発行されたと思われるものは七〇点以上にある。内国勸業博覧会開業式行幸や、地方巡幸など実際の事蹟を題材とするものが多い。また、明治十二年に楊洲周延が制作した『世上各国写画帝王

鏡』は、両陛下を中心に周囲には各国の皇帝・元首の立姿が描かれている。

この年六月、天皇はドイツのハインリッヒ皇孫と共に日比谷操練場の觀兵式にご出席になり、八月にグラント前アメリカ大統領と浜離宮でご対談、十二月には来日間もないイタリア国皇族ゼエンと日比谷の觀兵式をご覧になった。各国との友好親善を重んじる我が国の姿勢は、天皇の各国貴賓をもてなすこれらの公式行事を通じて国民各層に広く浸透していたものと思われる。一方、同じ絵師が同年に制作した『皇統四海の愛給』は、「唯我邦の大意を辨へる一端」として、「王道の蕩々たる十有五帝の尊貌を画員に委ねて初学びの幼稚にさづ授けしめ……億兆の父母とも仰ぎ奉る万世無窮の皇恩をし知らしめん」という趣意から制作されている。前者が各国の元首を横長に並べて描くのに対し、神武天皇より仲哀天皇までの御姿と「今上皇帝」「今上皇后」が縦長に描かれ、皇統が往古より連綿と受け継がれる状が表現されている。

明治十四年二月、宮内卿より御肖像描写の錦絵・团扇等の売買禁止が各府県・警視總監に通達されたが、色彩表現豊かに天皇・皇后の御姿を描いた錦絵の人気は高く、その後も多くの作品が世に出された。明治二十四年には宮内大臣より御肖像販売を黙許する旨が警視總監・地方長官に内達されている。錦絵に天皇は多く御正服(軍服)着用の御姿、皇后は小袿姿で描かれた。御姿は御写真とあまり似ていないものが少なくないが、明治十五年には内田九一撮影の御写真を模写した錦絵(梅堂国政『皇国貴顕之像』図版5・6)が登場し、二十年代以降にはキヨッソーネや丸木利陽、鈴木真一の制作にかかる新しい御肖像をもとにした石版画等も制作された。それらは、新聞の附録として量産され、また両陛下の御伝記(聖徳録)の巻頭にしばしば掲げられた。

明治神宮所蔵の石版画・中島石松『皇帝陛下御正装図』・『皇后陛下御尊影』（明治三十年）は、額に納めるために周囲の余白は切り取られている。個人が御写真を持することの許されなかった時代に、このような印刷物は一般の人々にとって天皇の御姿や皇室の動静を理解する上で貴重な手段であり、御尊影であったと推察される。このほか明治二十二、三年には憲法発布や帝國議會開会等に関する錦絵が数多く発行され、明治神宮所蔵の錦絵では二〇点ほどが確認される。憲法発布式の光景か、当日の觀兵式や翌日の奉祝式典



図版5・6 皇國貴頭之像（梅堂国政）



に出発される両陛下ご同乗の御馬車と鹵簿を画くのがその大半である。これら錦絵・石版画に加え、明治天皇崩御を契機に新聞・雑誌などに紹介された日露戦争凱旋觀兵式や晩年の陸軍演習の様子を撮影した写真は、絵葉書等に謹製され広く頒布された。帝國軍人教育会発行『写真』明治三十七八年戰役凱旋觀兵式（明治三十九年）は、日露戦争後の明治三十九年四月三十日、東京の青山練兵場で行われた陸軍凱旋觀兵式の写真で、この日元滿州軍ほか全国各部隊の代表三万一千余名が参列した。天皇はこの時、前年改正の

陸軍御軍服（カーキ色）に始めて袖を通された。表台紙の注意書に「陸軍大臣官房ノ御許可ヲ得テ會員又希望者ニ限り頒布スルモノニシテ」苟クモ粗略ノナキ様注意セラルベシ」とある。後年天皇は写真の撮影を好まれず、日露戦争後侍従長徳大寺実則が宮中に臨時写真所を設け撮影を進言した際にも「写真か」と苦笑されたのみでついに撮影には至らなかったとの逸事も残される。また、明治四十年代における陸軍演習御統監の際の御写真（明治四十一年十一月奈良県耳成山演習、明治四十二年十一月栃木県那須村演習、明治四十三年十一月岡山県菅生村演習、明治四十四年十一月福岡県下広川村演習）は、陸軍参謀本部陸地測量部写真班長小倉俊司が統監部の依頼により撮影したものとされ、近距離でも四、五メートル、遠距離では二十メートル以上離れたところからの撮影であったという。とくに四十三年以後はテントの下にお立ちになることが多く撮影に難儀し、付近の樹木や側近の人々によって身体が隠れ、側面や背後からか下向きの御姿勢が写るのみである。これらの演習写真は天皇崩御（明治四十五年七月三十日）を契機として新聞・雑誌・書籍（聖徳録）において公開され、絵葉書等にも謹製された。例えば、国民新聞社が大正元年に制作した御肖像の印刷物（図版7）は、側面のお姿に御名の宸筆が添えられている。不自然さを否めないその御姿は、明治四十四年



図版7 明治天皇御写真（国民新聞社）

の福岡県下広川村陸軍特別大演習の際に撮影された、下向きの御姿勢を調製したことによるものと推察される。崩御の直後に新聞・雑誌等に掲載され天皇晩年の御写真として広く普及したものである。これらの御写真をもとに大正初年から昭和にかけて多くの御肖像が制作されている。

四、「御英姿ヲ万世ニ」―明治神宮所蔵の絵画・彫刻―

明治神宮宝物殿所蔵の五姓田芳柳（初代）筆『明治天皇御尊影』は、横浜の実業家高島嘉右衛門の依頼によって明治五年撮影の小直衣姿御写真をもとに、明治六年以前に制作したものとされる。横浜において我が国で初めてガスを敷設した功績を嘉して、御肖像謹写を許されたものと伝えられる。明治七年三月十九日、両陛下は横浜の実業家高島嘉右衛門邸の瓦斯器械所に行幸啓され、ガス灯などをご覧になった。この日嘉右衛門は光栄を先祖に分かつべく霊牌を懐中して拝謁したという。芳柳には明治六年撮影の正服姿御写真を謹写した御肖像画も数点確認される⁽²³⁾。

宝物殿にはこのほか、晩年の天皇の御肖像を謹写した高木背水の作品（大正三年）、「明治節」制定を記念して制作された松岡映丘の天皇御壮年時代の御肖像（昭和二年）、御尊像では高村光雲や山崎朝雲の作品などが所蔵されている。また、大正・昭和初期に明治神宮鎮座などを記念して制作頒布された銀板・銅板の御肖像や、有栖川宮威仁親王が描かれた御肖像等は、いずれも天皇御晩年の陸軍演習の際に撮影された御写真をもとに謹写・制作されたものである。

山崎朝雲⁽²⁴⁾『明治天皇御尊像』（大正二年）は、明治三十七・八年頃の御姿をもとに謹作された肖像彫刻（銅製）で、山科流衣紋による御束帯姿である。明治天皇崩御の際朝雲は「御聖容を奉造し後世に伝え」、作品の御買上等により賜った制作活動奨励の御恩に酬いたいという心境に駆られたという⁽²⁵⁾。

また渡辺長男⁽²⁶⁾『明治天皇御尊像』（大正十三年【図版8】）は、同氏の「奉



図版8 明治天皇御尊像（渡辺長男）

献由来書写」によると、明治天皇崩御の直後、天皇の「御英姿ヲ万世ニ伝えることと、昭憲皇太后の御慰安とを目的として、前宮内大臣田中光頭の発案により宮中で御尊像を謹作することになった。謹作を拝命した渡辺は皇居牡丹の間に日夜出仕し、典侍・女官はもとより皇太后の御親評をも頂戴し、十二月二十八日に塑造の模型を完成させた。この模型をもとに等身大の御尊像が作られ（岡崎雪声⁽²⁷⁾）、大正四年に宮中へ奉獻された。そして渡辺が保管していた模型を撰政宮殿下（昭和天皇）ご成婚を奉祝記念してあらたに謹鑄し奉納したものである⁽²⁸⁾。

従来の研究では、明治天皇の御肖像は明治初年に内田九一が撮影した御写真と明治二十一年にキヨツソーネ・丸木利陽によって謹製された御真影を中心に触れられることが多かった。しかし演習時の写真などをもとに晩年の御姿を描いた多くの御肖像が伝えられていることは特筆すべき事実と思われる。キヨツソーネ制作の御肖像が天皇壮年期の気品のある顔立ちと威厳のある御姿勢を伝えるのに対し、天皇崩御の後に制作されたこれらの御肖像からは、より身近で親しみの深い晩年の御姿を追慕する意識が感じとれよう。

むすび

大正元年九月十四日、青山葬場殿で明治天皇大喪儀の行われた翌日、『東京朝日新聞』は「写真を厭はせ給ひし先帝陛下」と題する記事を掲げた。その内容は次のようなものである。⁽²⁸⁾

先帝崩御以来、国内外の新聞・雑誌が御真影を掲げ、「仁慈勇武にましませし御面影を偲び奉り居れる」が、それらを拝見するに「中には不世出の聖天子にて在せし先帝を百代の後までも記念申上ぐるものとしては聊か遺憾なるに似たるものも無きに非ず」。フランスの英雄ナポレオンの真影は百種にものぼるといのに、明治天皇は写真の普及した時代にもかかわらず撮影を好まれず、明治初年以降は終にお許しにならなかつた。とするならば、崩御を機として公開された「大演習地に於かせらるる先帝御野立所の真影」は「得難き珍品」であろう。

このような記者の見解に対し、元宮内大臣の土方久元が次のように語ったという。

曰く「明治天皇の御写真は崩御以来種々新聞雑誌上に掲載されたるを拝見したれども、大元帥の礼服を召したる七分身の御真影二・三、最も御面影を偲び奉るに適當なれ。大演習地にて御野立の様を謹写せるものにては那須原頭の御立姿が最も宜しけれど、これとても決して申分無き姿装とは申されず。実際の御英姿と御写真とに依りて謹写せる大元帥の礼装召したるものは、各国公使を始め在朝の高等官一同、全国の各学校に下賜相成りたるものだけありて、先帝の御面影を百代の後まで記念申し上ぐるには此の御真影が有触れたるだけ夫れだけ適當なりと思ふ。

先帝が写真御撮影を厭はせられしは非常にして、衣冠御束帯の分二枚と初めて御洋服を召したる折一枚と、六十年の御生涯を通じて前後唯三回写真機の前に立せ給ひたるのみ。御真影も去る事ながら、我等は先帝の

御面影を精神的に感銘して永久に忘れざるこそ肝要なれ。強ちに何れの御写真が真なりや真ならざるやなど、さまで詮議立てせずともよからんとおもふ。何れにしても御佛の見えぬといふのではない」云々。

土方は、キヨツソネと丸木が制作した御尊影が、最もポピュラーであり後世に伝える御尊影としても相応しいと述べている。そして、「我等は先帝の御面影を精神的に感銘して永久に忘れざるこそ肝要なれ」と、御姿もさることながら、明治天皇の精神を忘れないことが大切と忠言している。この言葉は、後藤新平がその一カ月前、明治神宮創建論が活況を呈していた大正元年八月に、明治神宮なる「有形」の「御盛徳の記念」を語るのいいが、先帝を追慕する「無形の記念」が根底にあることを忘れるべきではないと意見していたのを髣髴させる。⁽²⁹⁾

御姿を伝える数少ない情報を頼りに謹製され後世に残されてきた数多の御尊影・御尊像は、近代日本の幾多未曾有の困難を国民とともに越え歩まれた明治天皇・昭憲皇太后の聖徳を景仰する、人々の心の結晶といえよう。

註

(1) 例えば津城寛文『公共宗教』の光と影「6章 天皇の銅像——物質化のためらい」春秋社、二〇〇五年、一四九—一七六頁)では、「キリスト教世界はなぜ記憶装置/所有装置に満ち、神道世界ではなぜそれが希薄なのか」という問いから「ヴィクトリア女王像やリンカーン大統領像の顕示性、自己主張性」に対する「明治天皇像の秘匿性」を指摘し、近代日本の「傷つきやすい王」の像に「暴れるスサノヲを見て隠れた皇祖神アマテラスの、女性的で神話的理想が相続されている」と捉えている。すぐれた比較文化論だが、明治天皇像の特色は「秘匿性」のみではないと思われる。

(2) 先行研究に、次の書籍・論文・展覧会図録がある。隈元謙次郎『明治初期来朝伊太利亜美術家の研究』(八潮書店、昭和十五年)、『錦絵 幕末明治の歴史 第一』(十二卷)講談社、昭和五十二—五十三(猪瀬直樹『ミカドの肖像』小学館、昭和六十一年)、多木浩二『天皇の肖像』(岩波書店、昭和六十三年)、木下直之『写真画論—写真と絵画の結婚—』(岩波書店、平成九年)、明治美術学会・印刷局朝

陽会編『お雇い外国人キヨッソーネ研究』(中央公論美術出版、平成十一年)、明治神宮『明治神宮叢書 第二十巻 図録編』(国書刊行会、平成十二年)、佐々木克『幕末の天皇・明治の天皇』(講談社、平成十七年)、徳川義寛『明治天皇御肖像画』(高橋由一筆)について(MUSEUM(東京国立博物館研究誌)二〇三、昭和四十三年)、山口康助『明治天皇の御真影を描いたE・キヨッソーネの生涯』(明治聖徳記念学会紀要)復刊二二、平成十年)、リア・ベレッタ『明治宮廷肖像画家・キヨッソーネとウゴリーニ』(明治聖徳記念学会紀要)復刊二五、平成十年)、兵庫県立近代美術館『図録』日本美術の十九世紀(平成二年)、大蔵省印刷局記念館『図録 お雇い外国人・キヨッソーネ没後一〇〇年展—その業績と明治の印刷文化—』(平成九年)、栃木県立博物館『図録』明治天皇と御巡幸(平成九年)、明治神宮『図録』明治天皇践祚百三十年特別記念展 明治文化への誘い—おゆかりの品々に見る明治の至宝—』(平成九年)、同『図録』五箇條の御誓文発布百三十年記念展 明治天皇の御肖像(平成十年)、神奈川県立歴史博物館『図録』王家の肖像(平成十三年)など。また、歴史的事実については宮内庁『明治天皇紀第一—第十二(吉川弘文館、昭和四十三年—五十年)』に負うところが多い。なお本稿は『図録』明治天皇の御肖像の草稿をもとに執筆し、図版は同図録によった。

(3) 『明治天皇紀 第二』に明治五年九月十五日写真師内田九一が「天皇・皇太后(英照皇太后)の御写真大小合せて七十二枚を上納す、当時の宸影、一は束帯にして、一は直衣を着御し金巾子を冠したまふ」とある。英照皇太后の御写真は九月三日に撮影され、天皇・皇后の御写真は一カ月前の八月五日に皇太后に贈進されていることから、天皇の撮影はその以前と推定される。内田九一(一八四四—七五)は弘化元年長崎に生まれ、オランダ医ボンベ、上野彦馬に写真技術を学び、慶応元年大坂で開業、のちに横浜に移った。明治五年の西国・九州巡幸に供奉し、行幸先やその周辺の名所を写真に収めている(社団法人霞会館編『鹿鳴館秘蔵写真帖』平凡社、平成九年)。明治八年、三十二歳の若さで歿した。

(4) 両陛下の御写真は明治六年以降、各国王族以外では六月の奈良県を最初に十一月七日には各府県に下賜が許可された。県庁等で県民に拝観の機会を与える所も少なくなかった。また十一月三日(天長節)右大臣岩倉具視以下勅任官・麁香間祇候等三十五名に、翌七年五月には各庁長官より宮内省へ申請することによって奏任官にも下賜が許されることになった。八年三月司法省判任官より宮内省へ御写真拝戴の願い出があり、多人数に及ぶことから司法省において複写して希望者に頒布することが協議されたが、諸官省や府県等への波及が憂慮され不許可となった。この件については申請者銘々に御写真を下賜すれば問題はないとの意見も出されたが、当時写真の大量生産は技術的・経済的にも困難なものであったと推察される。また御雇外国人等には申請により下付が認められた一方、市場での

売買は不許可の方針がとられた。

(5) 斎藤月岑著・金子光晴校注『増訂 武江年表 二』平凡社、昭和四十三年、二二五頁。

(6) 森鉄三『東京逸聞史 一』平凡社、昭和四十四年、二六頁。

(7) 『日本近代思想大系 二 天皇と華族』岩波書店、昭和六十三年、四〇—四三頁。

(8) 「主上皇后宮御写影ヲ翻訳局雇米人フルベッキ外二名へ下賜ス」、国立公文書館所蔵『太政類典』二一五二、明治八年七月三日。

(9) 明治神宮編『図録』明治文化への誘い』参照。

(10) 『図録』王家の肖像』参照。『明治天皇紀 第三』では明治六年二月六日以前の撮影と推定。

(11) 深谷博治編『写真図説明治天皇』講談社、昭和四十三年など参照。

(12) ジュゼッペ・ウゴリーニ(一八二六—九七)はプロスペロ・ミンゲッティ(一七八六—一八五三)に師事し肖像画家・彫刻家としてミラノ、ローマで活躍したが、近年まで日本はもとよりイタリアでもほとんど知られることがなかった(リア・ベレッタ「皇室コレクシヨンにおけるジュゼッペ・ウゴリーニ作の肖像画」『Spazio』二八一—、平成九年)。

(13) 青木茂編『高橋由一油画史料』中央公論美術出版、昭和五十九年、二九四頁。

(14) 徳川義寛『明治天皇御肖像画』(高橋由一筆)について。高橋由一(一八二八—九四)は文政十一年江戸佐野藩邸生まれ(父は下野国佐野藩士高橋源十郎)。蘭学を擁護した藩主堀田正衡に仕え、狩野洞庭・狩野探玉に画を学び、文久二年蕃所調所画学局に入所、川上冬崖の指導を受けた。慶応二年チャールズ・ワグマン入門、油彩の基礎的技術を習得し翌年にはパリ万国博覧会に出品した。明治四年大学南校の画学係教官に任じられるが翌年依願免官、六年画学教場天絵楼(のちに天絵社と改称)を創設して門弟の指導にあたった。静物画や風景画を描く傍ら「形勢共に真にせまり十分似するを以て本旨」とし長期の保存にも優れる油彩によって、社会に功績のあった人々等の肖像画を描くことを提唱した。明治

二十七年七月根岸金杉の自宅で逝去(六十七歳)。

(15) キヨッソーネは地中海に面した交易都市・ジェノヴァ近郊のアレンツァーノ村に生まれた。ジェノヴァのアカデミア・リグステイカ美術学校卒業後、イタリア王国国立銀行に紙幣彫刻技師として就職、ほどなくドイツ・フランクフルトのドンドルフ・ナウマン印刷会社に紙幣・証券製造の技術習得のために派遣された。明治三年に日本政府が依頼した新紙幣(ゲルマン紙幣)の原版はキヨッソーネが製作した。これが機縁となって明治八年に御雇い外国人として招聘され、紙幣彫刻部に雇用された。地券状や各種印紙、切手・紙幣のデザイン・彫刻・製版に従事したほか、大久保利通をはじめとする政治家の肖像画や銅版画を描き、その写実的に威厳と品格を備えた作品は好評を博していた。明治十年神田橋内に

竣功した大蔵省紙幣局工場（朝陽閣）行幸の際、天皇はキヨッソーネに謁を賜ったほか、工場の様子や陳列される紙幣等の製品を巡覧されている。

(16) 『明治天皇紀 第七』、八頁。

(17) この御肖像において、天皇は明治十九年改正の陸軍御正服姿、皇后はローブデコルテを召されている。明治十九年七月六日、ヨーロッパ各国の服制に倣い天皇の特別の御服を廃止し、新たに改定の陸軍大将の服と同制のものとし肩章のみに特殊の制式を残すこととなったもの。同日陸軍省に御正服一式の調製を命ぜられ、この年の天長節観兵式の際初めてお召しになった。

(18) 猪瀬直樹『ミカドの肖像 下』新潮社、平成四年、二〇九～二一〇頁。久保義三『昭和教育史 上』三一書房、平成六年、一八三～一八四頁。

(19) 『伊藤博文履歴』、春歌公追頌会編『伊藤博文伝 下巻』統正社、昭和十五年所収。

(20) 松方宛伊藤書簡（明治二十四年六月二十七日）、大久保達正監修『松方正義関係文書』第六卷、大東文化大学東洋研究所、昭和六十年、四三四～四三五頁。

(21) 『明治天皇紀 第七・第八』。なお、キヨッソーネは明治二十四年（一八九一）七月に大蔵省を退職後鎌倉の材木座に別荘を借り、各地の風景や社寺・古器物を撮影・模写し、古美術の収集にあたった。明治三十一年（一八九八）東京麹町区平河町の自宅で逝去。享年六十五歳。築地の天主会堂で葬儀が行われ青山外人墓地に埋葬された。一九〇五年（明治三八）故郷のイタリア・ジェノヴァにキヨッソーネ博物館が開設された。

(22) 「写真を厭はせ給ひし先帝陛下」『東京朝日新聞』大正元年九月十四日。

(23) 初代五姓田芳柳（一八二七～九二）は文政十年江戸紀州藩邸に生まれ（父は同藩士浅田富五郎）、のち本多、猪飼、津田、森田、五姓田と姓を改めた。長崎遊学後江戸で狩野派を学び、元治元年（一八六四）から横浜で折衷的洋風表現によ

る肖像画を描き外国人に人気を博した。明治六年東京浅草に移住、宮内省の御下命により天皇の御肖像画を制作している。九年陸軍病院御用掛、十年西南の役の際大阪臨時陸軍病院へ出張し、のちに「明治天皇傷病兵御慰問図」（靖國神社遊就館蔵）や「大阪軍事病院施術図」（東京芸術大学蔵）などを描いた。十五年には写真師江崎礼二とともに光彩社を創設、肖像画制作につとめた。明治二十五年逝去（六十六歳）。

(24) 山崎朝雲（一八六七～一九五四）は慶応三年筑前博多の生まれ。明治十七年福岡の仏師高田又四郎に彫刻を学び、二十九年上京して高村光雲に入門した。三十三年日本美術協会会員となり、同年パリ万博出品の木彫「氣比斉晴」少女猫を抱く図は銀賞を受賞した。四十年木彫研究会（会長岡倉天心）を結成。四十三年より九年間文展審査委員をつとめ、八年には帝展審査委員となった。昭和二年帝國美術院会員、九年帝室技芸員。戦後は日本芸術院会員となり、二十七年に文化功労者に選ばれた。昭和二十九年逝去（八十七歳）。

(25) 山崎朝雲「奉造趣旨書」大正二年六月九日（明治神宮宝物殿蔵）。

(26) 渡辺長男（一八七四～一九五一）は明治七年大分県生まれ。実弟に彫刻家朝倉文夫（一八八三～一九六四）がいる。東京美術学校に進み山田鬼斎等に師事、同校卒業（三十二年）の翌年日本彫塑会を結成し斯界の先鞭をつけた。肖像彫刻に秀で「広瀬中佐・杉野孫六像」「太田道灌像」等を制作した。

(27) 渡辺長男「奉献由来書写」大正十三年一月二十二日（明治神宮宝物殿蔵）。

(28) 「写真を厭はせ給ひし先帝陛下」『東京朝日新聞』大正元年九月十四日。原文に句読点を付加。

(29) 「無形の記念を尚べ」『読売新聞』大正元年八月十二日。拙稿「明治神宮創建論の形成と展開」『神道宗教』一九九・二〇〇、平成十七年。